

津市

第10次高齢者福祉計画・ 第9期介護保険事業計画

概要版

令和6年3月
津市

計画の策定にあたって

計画の背景と目的

本計画の期間中に令和7年（2025年）を迎え、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）に向け、生産年齢人口の減少が加速し、介護ニーズの高い85歳以上の人口が増加することが見込まれる中、活力ある社会を維持、向上させていくためには、健康寿命の延伸に向けた介護予防・健康づくりの推進、医療・介護の連携の強化、認知症施策の総合的かつ計画的な推進などの取組を通じて、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に取り組んでいく必要があります。

また、高齢者の独居世帯の増加による孤独・孤立の問題、8050問題、ヤングケアラーなど、高齢者を取り巻く課題は複雑化、多様化していることから、高齢者介護、障がい福祉、児童福祉などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、お互いに助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会、いわゆる地域共生社会の実現に向けた取組を進めることも重要となります。

本計画は、このようなさまざまな状況を踏まえ、本市における介護保険事業及び高齢者福祉施策を計画的に推進するための目標及び方向性を明らかにし、地域包括ケアシステムの推進に向けた方策を定める計画です。

計画の位置づけと期間

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体的にまとめた計画です。

本計画は、令和22年（2040年）を見据えながら、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。

計画の基本的な考え方と基本方向

基本理念

高齢者が安心して自立した生活を送ることのできる 心豊かで元気あふれる地域社会

「高齢者が安心して自立した生活を送ることのできる」地域社会とは、すべての高齢者の人生が尊重され、高齢者が状況に応じた適切なサービスや支援を受けながら、自らの意思で心身ともに健康で自立した生活を送ることができる社会を表しています。

「心豊かで元気あふれる」地域社会とは、すべての高齢者が、住み慣れた地域の中で、あたたかい心配りを受けて心豊かに暮らしたり、高齢者自身が人生の中で培った経験を発揮し、地域全体の力となっている社会を表しています。

基本方針

本計画の策定に際し、高齢者が安心して自立した生活を送れるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進により、医療や住まい、介護予防や日常生活の支援の一体的な提供を図ります。

あわせて、心豊かで元気あふれる地域社会を構築するため、高齢者の生活・活動の支援により、お互いが支え合い、交流する中で高齢者がいきいきと暮らせる地域づくりを進めます。

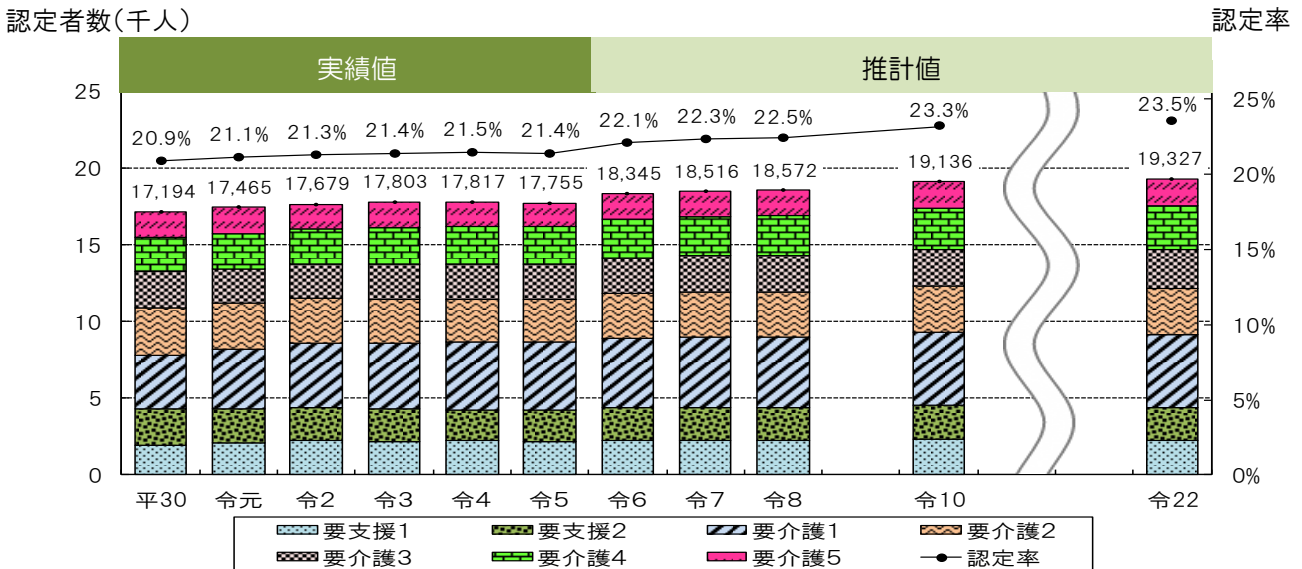
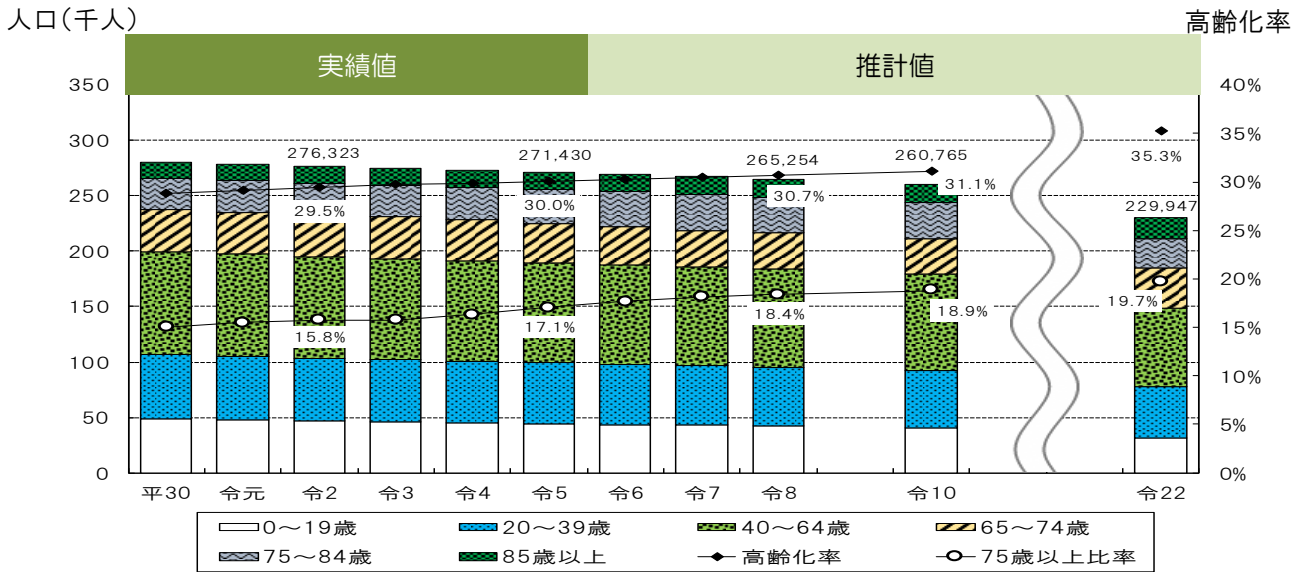
それとともに、介護を必要とする状態になっても、介護者とともに安心して暮らせるよう、介護サービスの充実を図ります。

基本理念の実現に向け、次の7つの基本目標を掲げ、そのもとで施策を推進します。

基本理念	基本方針	基本目標	施策
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">高齢者が安心して自立した生活を送ることのできる 心豊かで元氣あふれる地域社会</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">地域包括ケアシステムの深化・推進</p>	<p>1 地域包括支援センターを中心とした地域づくり</p>	(1) 地域包括支援ネットワークの強化
			(2) 地域包括支援センター機能の強化
			(3) 地域ケア会議の開催
			(4) 地域における生活支援体制の構築
		<p>2 認知症高齢者の総合的な支援</p>	(1) 認知症の早期発見・初期支援の充実
			(2) 認知症高齢者の見守り体制の構築
		<p>3 医療・介護の連携の推進</p>	(1) 在宅医療と介護の連携
			(2) 在宅医療に関する意識の高揚
	<p>4 地域共生の社会づくり</p>	(1) 共生型サービスの整備	
		(2) 包括的支援体制の整備	
	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">高齢者の生活・活動の支援</p>	<p>5 いきいきと元気に暮らす地域づくり</p>	(1) 高齢者の多様な生きがい活動への支援
			(2) 社会参加活動への支援
			(3) 健康づくりの推進
			(4) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
		<p>6 安心して暮らせる地域づくり</p>	(1) 住み慣れた日常生活への支援
			(2) 安心・安全な住環境の整備
			(3) 感染症への備え
			(4) 災害への備え
	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">介護サービスの充実</p>	<p>7 安心して介護を受けられる体制づくり</p>	(5) 高齢者の権利の擁護
			(6) 高齢者への虐待の防止
			(1) 居宅サービスの充実
(2) 地域密着型サービスの充実			
(3) 介護施設サービスの充実			
(4) 家族介護者支援の推進			
(5) 介護サービスの適正な提供			
	(6) 介護人材の確保、介護現場の生産性の向上の推進		

人口及び要介護認定者数の推計

本市における計画期間（令和6年度～令和8年度）、令和10年度（2028年度）及び令和22年度（2040年度）の人口及び認定者数を次のように見込みます。



令和5年10月1日現在、本市における要支援・要介護認定者のうち、「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡ以上の者は、9,725人となっています。

項目		令和2年度	令和5年度
高齢者数（65歳以上）		81,482人	81,559人
	65～74歳	37,913人	35,275人
	75歳以上	43,569人	46,284人
日常生活自立度がⅡ以上の要支援・要介護認定者※	Ⅱ	5,002人	4,997人
	Ⅲ	3,388人	3,232人
	Ⅳ	1,336人	1,228人
	M	279人	268人
	Ⅱ～M（合計）	10,005人	9,725人
高齢者の中で日常生活自立度がⅡ以上の要支援・要介護認定者が占める割合		12.3%	11.9%

※ 要支援・要介護認定者のうち、主治医意見書に記載されている日常生活自立度がⅡ以上の者

なお、新型コロナウイルス感染症の臨時的な取扱いにより、認定の有効期間を延長した要支援・要介護認定者については、直近の審査判定を行った際の主治医意見書の記載を基に集計しています。

施策の推進

1 地域包括支援センターを中心とした地域づくり

各地域に設置した地域包括支援センターを中心に、介護、福祉、医療機関、地域組織などさまざまな関係機関と連携し、地域包括支援ネットワークの強化を図るとともに、地域ケア会議を通じて、地域課題の発見、地域づくり及び政策の形成に取り組みます。

また、生活支援コーディネーターが中心となり、住民活動やボランティア活動も含めた支援体制の構築や地域資源の把握、地域支え合い活動の推進等に取り組むことで、地域における支援体制の充実・強化を図ります。

施策	主な事業の内容
(1) 地域包括支援ネットワークの強化	<ul style="list-style-type: none"> 生活・介護支援サポーターの活躍の場の創出 「絆のバトン」の充実 多職種連携のネットワーク強化 <p style="text-align: right;">など</p>
(2) 地域包括支援センター機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> 在宅介護支援センター等の関係機関と連携した相談体制や相談環境の充実 居宅介護支援事業所への適切な助言や必要な支援 認知症の人やその家族への適切な相談支援 <p style="text-align: right;">など</p>
(3) 地域ケア会議の開催	<ul style="list-style-type: none"> 「地域ケア推進会議」の開催 「地域ケア調整会議」の開催 「地域ケア個別会議」の開催 <p style="text-align: right;">など</p>
(4) 地域における生活支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> 住民活動の掘り起こしと支援及びそれらのマッチング 多様な主体がメンバーとなり話し合える場として「協議体」の設置 生活・介護支援サポーターの養成等の推進 <p style="text-align: right;">など</p>

2 認知症高齢者の総合的な支援

認知症は初期段階で適切な治療や介護を受けることで進行を遅らせる可能性があることから、医療と介護の連携による認知症の早期発見・初期支援ができる体制づくりを進めるとともに、認知症に対する正しい知識を普及します。

あわせて、認知症の人やその家族を地域で支えるために必要な見守り等の生活支援体制を構築し、認知症の人がよりよい環境で自分らしく暮らし続けられる地域を目指します。

施策	主な事業の内容
(1) 認知症の早期発見・初期支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 認知症初期集中支援チームによる初期支援の実施 認知症地域支援推進員による関係機関との連携の強化 「認知症カフェ」の開催の支援 県と連携した若年性認知症対策の強化 <p style="text-align: right;">など</p>
(2) 認知症高齢者の見守り体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> 認知症サポーター養成講座及び認知症サポーターステップアップ講座の開催 チームオレンジ・あしたばを中心に認知症の人やその家族への支援をつなげる仕組み（チームオレンジ）の活動推進 介護関係者や医療関係者との連携の強化 徘徊の早期発見・保護につなげるためのネットワークの強化 <p style="text-align: right;">など</p>

3 医療・介護の連携の推進

津市在宅療養支援センターを中心に、在宅医療・介護連携の強化及び在宅医療の充実を図るため、医療・介護にまたがるさまざまな支援を包括的・継続的に提供する連携体制の拡充を図り、医療への依存度が高まっても、高齢者ができる限り在宅で過ごすことができる地域を目指します。

施策	主な事業の内容
(1) 在宅医療と介護の連携	<ul style="list-style-type: none"> 多職種によるネットワーク会議の開催 ICTを活用した医療・介護従事者の連携 津市在宅療養支援センターにおける相談体制の充実 医療・介護関係者の研修 <p style="text-align: right;">など</p>
(2) 在宅医療に関する意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> 在宅での療養生活や人生の最終段階における医療・ケア等についての啓発活動の実施

4 地域共生の社会づくり

地域資源を活用しながら、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、お互いが支え合う地域共生社会づくりを目指します。

施策	主な事業の内容
(1) 共生型サービスの整備	<ul style="list-style-type: none"> 県と連携した事業者への相談支援 共生型サービス事業所における高齢者や障がい者等の交流に係る取組事例の紹介 <p style="text-align: right;">など</p>
(2) 包括的支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 地域共生社会に向けた社会福祉基盤の整備 サロンなどの居場所づくりなど、地域住民が主体となった地域活動の活発化への支援 <p style="text-align: right;">など</p>

5 いきいきと元気に暮らす地域づくり

高齢者の豊かな経験を活かし、地域に貢献するなど、社会参加を促進するとともに、多様な生きがいづくり、健康づくり、介護予防の活動を支援し、元気で張りのある生活を送ることができる地域を目指します。

施策	主な事業の内容
(1) 高齢者の多様な生きがい活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> 老人クラブへの加入促進 地域福祉活動の担い手の確保及び養成、世代間交流などの活動を支援 シルバーエミカ（交通系 IC カード）による高齢者の外出支援 <p style="text-align: right;">など</p>
(2) 社会参加活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> シルバー人材センターの機能充実に向けた支援 <p style="text-align: right;">など</p>
(3) 健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者自身の主体的な生活習慣の改善への支援 健康づくりの普及啓発活動の推進 フレイル予防の支援、フレイルの改善支援 <p style="text-align: right;">など</p>
(4) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進	<p>【一般介護予防事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の特性等に応じた介護予防への取組の推進 気軽に歩いて行けるところでの「憩いの場」づくりの促進 <p>【介護予防・生活支援サービス事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 訪問型、通所型サービスの提供 <p>【事業間の連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者の保健事業と介護予防との一体的な実施 <p style="text-align: right;">など</p>

6 安心して暮らせる地域づくり

高齢者が尊厳を持って、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、適切な保健福祉サービスが継続的に提供されるとともに、災害時の安心やユニバーサルデザインに配慮した地域づくりを進めます。特に、感染症の流行や近年の災害発生状況を踏まえた感染症・災害対策への備えに係る取組を進めます。

また、判断能力が低下しても安心して地域の中で暮らせるよう、高齢者の権利が守られるとともに、高齢者への虐待を未然に防ぐことができる地域を目指します。

施策	主な事業の内容
(1) 住み慣れた日常生活への支援	<ul style="list-style-type: none"> 配食サービス事業の実施 日常生活用具給付等事業の実施 <p style="text-align: right;">など</p>
(2) 安心・安全な住環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 緊急通報装置の周知 ユニバーサルデザインの理念の普及啓発 <p style="text-align: right;">など</p>
(3) 感染症への備え	<ul style="list-style-type: none"> 介護サービス事業所等における業務継続計画作成等に対する支援 感染症発生時の介護サービス利用者の支援 高齢者の閉じこもりや生活不活発への支援 <p style="text-align: right;">など</p>
(4) 災害への備え	<ul style="list-style-type: none"> 介護サービス事業所等における業務継続計画作成等に対する支援 高齢者施設における非常災害対策計画の策定や避難訓練の実施に係る指導・助言 <p style="text-align: right;">など</p>
(5) 高齢者の権利の擁護	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活自立支援事業の周知啓発と活用促進 津市成年後見サポートセンターにおける後見人支援等の機能の充実 関係機関の連携強化を図るネットワークの体制づくり <p style="text-align: right;">など</p>
(6) 高齢者への虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口等に関する広報・啓発活動の充実 津高齢者虐待防止及び高齢者見守りに関するネットワーク会議の開催による情報交換とスキルアップ <p style="text-align: right;">など</p>

7 安心して介護を受けられる体制づくり

いつまでも住み慣れた地域や家庭で自立した生活が継続でき、介護する人の負担を軽減し介護と仕事が両立できるよう、地域の実情や高齢者人口の動向、医療の需要などに応じた介護サービス体制の整備を図るとともに、必要な人の施設入所を実現できるよう介護施設を適切に整備します。

また、サービスの質の向上を図るため、人材の専門的な資質の向上に加えて、人材確保や介護現場の生産性の向上に向けた取組を進めるとともに、介護サービスに関する情報提供や苦情対応などをきめ細かく行い、介護が必要になっても安心して快適に暮らせる地域を目指します。

施策	主な事業の内容
(1) 居宅サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> 訪問介護サービスの提供 通所介護サービスの提供 <p style="text-align: right;">など</p>
(2) 地域密着型サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> 小規模多機能型居宅介護サービスの整備 認知症対応型通所介護サービスの事業者参入の誘導 <p style="text-align: right;">など</p>
(3) 介護施設サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備 <p style="text-align: right;">など</p>
(4) 家族介護者支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> 紙おむつ等の給付 家族介護予防教室の開催 相談窓口の周知と在宅での介護に関する相談機能の充実 <p style="text-align: right;">など</p>
(5) 介護サービスの適正な提供	<ul style="list-style-type: none"> 認定調査員等への研修 ケアプランチェックの実施 事業者に対する指導・監督 <p style="text-align: right;">など</p>
(6) 介護人材の確保、介護現場の生産性の向上の推進	<ul style="list-style-type: none"> ケアマネジメントの質の向上 介護職員の処遇改善への取組 介護サービス事業者の文書事務に係る負担軽減 <p style="text-align: right;">など</p>

介護保険事業費の見込みと介護保険料

介護保険事業費

介護保険事業にかかる総事業費は、下記のとおり設定します。

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	3年間合計
標準給付費	29,110,130	29,348,930	29,783,060	88,242,120
地域支援事業費	1,401,655	1,422,088	1,441,998	4,265,741
保健福祉事業費	35,000	35,000	35,000	105,000
総事業費	30,546,785	30,806,018	31,260,058	92,612,861

介護保険料の設定

第1号被保険者の保険料基準額は、介護保険事業費の見込額や第1号被保険者数等に応じて算出しました。また、所得等に応じて保険料を段階的に設定し、低所得者を負担軽減し、高所得者を負担加重します。本市においては、下記のとおり13段階の保険料設定とし、その結果、保険料基準額は、第8期介護保険事業計画と同額の年額77,470円(月額6,456円)となります。

所得段階	所得などの条件	基準額に対する割合	年額保険料
第1段階	生活保護を受給している人、又は世帯員全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受給している人	×0.450 (0.280)	34,850円 (21,690円)
	本人及び世帯員全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の人		
第2段階	本人及び世帯員全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円を超え、120万円以下の人	×0.675 (0.475)	52,290円 (36,800円)
第3段階	本人及び世帯員全員が市民税非課税で、第1段階・第2段階以外の人	×0.690 (0.685)	53,440円 (53,060円)
第4段階	本人が市民税非課税、かつ世帯の中に市民税課税者がいる人で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の人	×0.875	67,780円
第5段階	本人が市民税非課税、かつ世帯の中に市民税課税者がいる人で、第4段階以外の人	×1.000 (基準額)	77,470円
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間120万円未満の人	×1.200	92,960円
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間120万円以上、210万円未満の人	×1.300	100,710円
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間210万円以上、250万円未満の人	×1.500	116,200円
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間250万円以上、320万円未満の人	×1.700	131,690円
第10段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間320万円以上、500万円未満の人	×1.800	139,440円
第11段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間500万円以上、750万円未満の人	×1.900	147,190円
第12段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間750万円以上、1,000万円未満の人	×2.100	162,680円
第13段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間1,000万円以上の人	×2.300	178,180円

なお、国の政令などに基づき、第1段階から第3段階までの保険料については、公費負担による軽減を図り、()内の割合、年額保険料となります。

津市第10次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画—概要版— 令和6年3月

発行：津市 〒514-8611 津市西丸之内23番1号

編集：津市健康福祉部 介護保険課 電話 (059) 229-3149 / E-mail 229-3149@city.tsu.lg.jp
 高齢福祉課 電話 (059) 229-3156 / E-mail 229-3156@city.tsu.lg.jp
 地域包括ケア推進室 電話 (059) 229-3294 / E-mail 229-3294@city.tsu.lg.jp